

印

災害等発生時における応急対策活動及び
消防活動協力に関する協定書

和歌山県かつらぎ町

スカイコンクリート

印

災害等発生時における応急対策活動及び消防活動協力に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）とスカイコンクリート（以下「乙」という。）は、かつらぎ町内において、地震、風水害その他災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、かつらぎ町災害対策本部が設置されるような災害が発生、または発生するおそれがある場合（以下これらを「災害等発生時」という。）に甲が乙に対して応急対策活動等の実施に関する協定を次のとおり締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害等発生時において、現場等での応急対策活動及び消防活動の実施において次に掲げる協力を要請することができる。

- ① 道路施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物等の除去に必要な活動への協力及び建築資機材等の提供
- ② 消防用水等が不足し補給が必要な場合における消防用水等のミキサー車による搬送及びミキサー車の提供

（協力）

第 2 条 乙は、災害等発生時における前条の要請があった場合は、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して応急対策活動及び消防活動への協力を行うものとする。ただし、火災等発生時は、通常業務に支障のない範囲で協力を行うものとする。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は、第 1 条の規定により、要請するときは、要請書（別記第 1 号様式）を乙に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙または乙の従業員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に要請書を乙に提出するものとする。
- 3 甲は、乙の従業員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。
- 4 前 3 項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとし、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に提出するものとする。（別記第 2 号様式）

（報告）

第 4 条 乙は、甲の要請による応急対策活動及び消防活動を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲の要請による応急対策活動及び消防活動に要した経費については、甲乙協議して定めるものとする。

(危険回避)

第6条 甲より要請のあった応急対策活動及び消防活動に指定された場所への移動時等に危険と判断した場合、乙は回避することができる。その場合には、速やかに危険な状況を甲に連絡し、安全確保したうえ、または、別の移動搬送経路等が確認された場合は、活動再開するものとする。

(事故の補償)

第7条 この協定に基づく応急対策活動及び消防活動中に事故が発生した場合の当該活動従事者、第三者その他の者、提供建築機材等に対する補償については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 6月 20日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番

かつらぎ町長 中阪雅則

印

(乙)

〒643-0614 和歌山県伊都郡かつらぎ町花園新子2
スカイコンクリート
代表者 水田主税

印

(別記第1号様式)

要 請 書

日本産業規格表示承認工場
スカイコンクリート 様

かつらぎ町長

災害等発生時における応急対策活動及び消防活動協力に関する協定第3条に基づき、下記の通り要請します。

記

要請日時	年 月 日 () 午前・午後 :
要請場所	かつらぎ町大字 番地
要請内容	